

鹿角市告示第 5 4 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 98 条第 1 項の規定による景観行政事務の処理を令和 3 年 6 月 1 日付けで開始するため、同条第 3 項の規定に基づき、告示する。

令和 3 年 4 月 2 0 日

鹿角市長 児 玉 一